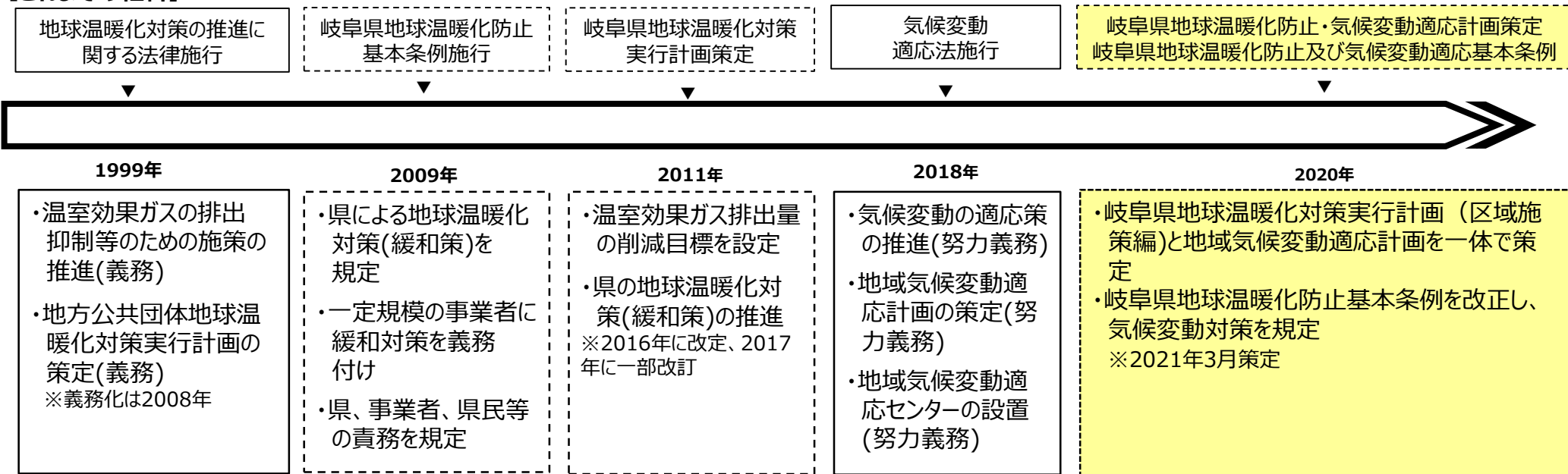


岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例改正の概要

【これまでの経緯】



これまでの地球温暖化対策(緩和策)に加え、既に起こりつつある気候変動への適応を推進するため、「緩和」と「適応」を車の両輪とした対策の推進を目的とする改正を行う。

<改正のポイント>

- 条例の名称変更
 - ・適応の規定を追加することによる名称変更
- 気候変動適応の追加
 - ・緩和と適応を両輪とした対策の推進
 - ・適応策の実施
 - ・地域気候変動適応センターの設置(業務を明示)
- 緩和策の強化
 - ・目指すべき姿として「脱炭素社会ぎふ」の実現
 - ・事業者計画書制度に評価公表を導入
 - ・県の率先実施
 - ・中小事業者の緩和策促進のための県の支援
 - ・エネルギーの地産地消

○条例の名称変更

「緩和策」と「適応策」を対策の両輪として推進するため、条例の名称に「気候変動適応」を追加する。

＜岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例＞

○気候変動適応の追加

(1) 緩和と適応を両輪とした対策の推進

- ・条例前文、目的、県の責務、事業者の責務、県民の責務、啓発・広報活動、指導及び助言等の条項において、適応に関することも追記する。

(前文抜粋)「温室効果ガスの削減を図りながらも、現在、地球温暖化その他の気候変動に起因する生活、社会、経済又は自然環境において生ずる影響は顕在化しており、また、将来にわたり拡大するおそれがあることから、それらに適応できる社会を築いていく事も必要」

(事業者の責務)「自らの事業活動を円滑に実施するため、その事業活動の内容に即した気候変動に努める」

(県民の責務)「気候変動の重要性に対する関心と理解を深めるよう努める」

- ・地球温暖化防止・気候変動適応計画を策定する。

(2) 適応策の実施

次の分野に関する施策を推進する。

農業・林業・水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害（予防及び被災後の復興）、健康（熱中症、感染症その他疾病）、産業・経済活動、県民生活・都市生活（社会資本整備、健康で文化的な生活）

(3) 地域気候変動適応センターの設置（業務を明示）

気候変動適応センターを設置することを明文化。同センターの業務としては、次のとおり。

情報の収集、整理、分析、提供

調査研究及びその成果の公表

県又は市町村の施策、県民又は事業者の取組に対する技術的助言及び普及啓発

○緩和策の強化

(1) 目指すべき姿として「脱炭素社会ぎふ」の実現

条例前文に次のとおり記載（前文抜粋）

「私たちは、県土のおよそ八割を占める森林の二酸化炭素吸収機能を生かすとともに、環境に負荷をかけない生活様式への転換を進め、再生可能エネルギーや水素エネルギーの活用など、先取の気概をもって、温室効果ガスの人為的な排出量と森林等による吸収量との均衡がとれた脱炭素社会の実現に向けて先導的な役割を果たしていく必要がある。」

(2) 県の率先実施

県自らの事務、事業に関し、計画（温暖化対策実行計画（事務事業編））を策定し、次の事項に関する取組みを率先して実施する。

環境マネジメントシステム、環境物品等の調達、廃棄物の発生の抑制・再使用・再利用・資源の有効利用、自動車の使用における温室効果ガス排出の抑制、緑化、
県産材の活用、省エネルギー・再生可能エネルギー・水素エネルギーの利用

(3) 事業者の温室効果ガス排出削減計画書等に対する評価、公表

事業者(※)から提出される「温室効果ガス排出削減計画書」及び「温室効果ガス排出削減計画実績報告書」について、新たに評価を行うこととし、一定の基準に該当する計画を公表。

公表の基準は、条例施行規則で定める。

※事業者：事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスを排出する事業者として規則で定める者

(4) 中小事業者の緩和策促進のための県の支援

中小排出事業者に対しては、温暖化対策を促進するために、技術的助言やその他支援など、特に配慮して行う。

(5) エネルギーの地産地消

「事業者、県民、市町村が、連携・協働して、地域において得られた再生可能エネルギーを当該地域において効率的に利用できるように努力すること」を規定する。

「県が地域の実情に応じて再生可能エネルギーが有効に使われるよう、事業者、県民、市町村に対し、情報提供その他必要な支援をすること」を規定する。

＜条例改正のイメージ＞

岐阜県地球温暖化防止基本条例

岐阜県地球温暖化防止及び
気候変動適応基本条例

